

実地指導等での指摘事項

1 平成29年度の実地指導の実施状況

認知症対応型共同生活介護	7事業所
認知症対応型通所介護	1事業所
小規模多機能型居宅介護	2事業所
地域密着型通所介護	9事業所

是正改善事項 24点 口頭指摘事項 166点

2 指摘事項 ～ 全サービス共通 ～

1. 運営基準等について

- ① 運営規程や重要事項説明書に身体拘束に関する方針を盛り込んでいますか。必ず盛り込まなければならない訳ではありませんが、盛り込むことが望ましいです。運営規程の変更等の機会があれば項目を追加してください。
- ② 従業者の誓約書には退職後についても知り得た秘密を洩らさない旨の記載をしていますか。好事例として、誓約書に記載した上で、退職時に再度秘密を洩らさない旨の誓約書を提出させて、守秘義務を徹底させている事業所がありました。
- ③ 人員基準に係る従業者の全てについて勤務実態が確認できるよう記録を残していますか。週1回程度出勤している従業者の出勤簿やタイムカードがなく、勤務実態が確認できない事例がありました。法人の役員であっても、事業所としての勤務実態が把握できるように管理が必要です。
- ④ 内部研修のみならず、外部研修についても機会を確保していますか。研修は年間計画を作成し、職員に周知してください。
- ⑤ 介護職員処遇改善加算の内容は職員に周知をしていますか。周知方法についてはこれまで問いませんでしたが、書面(回覧でも個別配付でも良い)で行うこととしてください。(事実が確認できないため)

- ⑥ 身体拘束を、家族の同意を得たことを根拠に行っていませんか。身体拘束は「切迫性」「非代替性」「一時性」の3原則に基づき、あらかじめ定めた基準に沿って実施するものなので、たとえ家族からの同意があっても3原則に当てはまらない場合は身体拘束を行ってはいけません。また、実際に身体拘束を行っている場合は記録を残し、身体拘束の解除に向けた検討をしてください。
- ⑦ 重要事項を「見やすい」場所に「掲示」していますか。重要事項のファイル綴りは不可です。重要事項は必要事項を網羅した概略版でも良いです。
- ⑧ 運営推進会議の記録は公表できる体制を整えていますか。運営推進会議の記録等はファイル綴じでの公表、公表できることが分かる掲示等をしてください。
- ⑨ 運営推進会議には利用者やその家族その他の介護について詳しくない人の出席があるので、専門用語や略語の使用はできるだけ避ける工夫をする、あるいは説明を補足する等、分かりやすい内容とするよう配慮していますか。
- ⑩ 感染予防のため、トイレや洗面所での布タオルの使用はせず、紙タオルを使用していますか。また、固形石鹸は菌が繁殖する可能性があるため、ポンプ式の石鹸に切り替えてください。
- ⑪ 個人情報利用の同意欄には、「利用者」、「代理人」、「家族」の3つの欄を設けていますか。家族の個人情報を使用する場合は、代理人としてではなく「家族としての」同意を得る必要があります。また、個人情報利用の同意書は、重要事項説明書とは別様式で作成することが望ましいです。
- ⑫ 事業ごとに会計を分けていますか。同一敷地内で複数の事業所を運営する法人において、会計を明確に分けていない事例がありました。
- ⑬ 管理者が同一敷地内ではない事業所の業務を行っていませんか。管理者が遠方の事業所の職務に従事していた事例があったので人員基準を再度確認してください。
- ⑭ 運営規程の記録の保存年限を2年としていませんか。市の条例で5年としているため、保存年限到達前に記録の処分を行わないでください。2年しか保存していない場合は運営基準違反です。

- ⑮ 事業所の指定有効期間や介護支援専門員証の有効期限等、有効期限のあるものの更新のスケジュールを把握していますか。
- ⑯ (地域密着型サービス運営委員会での意見)苦情の申し立てを行いやすい体制を整えていますか。(苦情の申し立てについて対応窓口等を事業所に掲示する、重要事項説明書の説明等)
- ⑰ 市に提出する様式は最新のものを使用していますか。事業所に保存しているデータを使用する際には様式に変更が行われていないかを市ホームページ等で確認してください。
- ⑱ 従業員の勤務形態一覧表の作成(常勤、非常勤、兼務)について
- A 各事業所において適正な勤務表を作成し、人員配置が基準を満たしていることを確認していますか。特に、併設の事業所と兼務している場合は、指定基準で兼務が認められている場合を除き、事業所ごとに勤務を分けてください。
指定基準には「利用者に対する適切なサービスを確保するため」、「従業員の勤務の体制を定めておかなければならない」とされており、指定基準の解釈通知では「原則として月ごとの勤務表を作成」し、「日々の勤務体系、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係」等を明確にすることとされています。適切なサービスの確保には、人員基準を満たしていることが求められます。勤務表が単なる「出勤表」となっており、人員基準を満たしているかどうかを確認できるものとはなっており、そのため人員基準を満たしていない日が生じている場合があります。
- B 法人全体に常勤とされる時間の労働があっても、同一法人内の(同一敷地内に隣接していない)複数の事業所を掛け持っている場合や、同一敷地内の別事業所(例えば有料老人ホームと併設のデイサービス)を兼務している場合、(指定基準で兼務が認められている場合を除き)当該職員は「非常勤」としていますか。(基本的に直接処遇職員としての従事があれば「同時並行的に行われることが差し支えない」と認めることができないので、「常勤ではない」。)
- C 管理者が他の職種を兼務している場合は、適切な時間を管理者としての勤務に計上していますか。管理職としての勤務に記入が無い事例が見られますが、本来管理者は専従の常勤であることが基本であり、管理上支障がない場合に他の業務に従事できるということに留意してください。
- D その他の職種においても兼務がある場合は、それぞれの時間を割り当てて記載していますか。(例:地域密着型通所介護の介護職員と生活相談員)
- E 時間外勤務を前提とした勤務表を作成していませんか。
- F 人員基準で必要な職種以外を記載していませんか。(例:調理員、運転手)

2. 介護計画や記録に関することについて

- ① サービス提供に関する記録の不適切な言葉や表現を用いていませんか。サービス提供に関する記録は、利用者や家族から開示を求められた場合には公表しなければならないので、記録作成の際には表現に気を付けてください。（絵文字の使用は誤解を招くので不適切です。）
- ② サービス提供記録が利用者ごとの管理となっていますか。情報開示を求められた場合利用者全員分を記録する様式である対応が困難です。
- ③ 介護計画の作成が無い状態でサービスの提供を実施していませんか。実地指導時に指定された介護計画の提示ができない場合は、たとえ事業所内のどこかに作成した介護計画が存在したとしても、作成を行わずにサービス提供が行われたものとみなされることとなるので、計画等の個人ファイル等の管理は適切にしてください。
- ④ 介護計画に同意の無い状態、あるいはサービス提供開始後に同意を得ていませんか。（事前の同意が原則ですが、やむを得ない事情で事前同意が受けられない場合は、同意を受けるまでの経緯を記録に残してください。）
- ⑤ 居宅サービス計画を受領せず、暫定的な介護計画の作成も無いままサービス提供を行っていませんか。
- ⑥ アセスメントにおいて、利用者の生活歴・性格・趣味等についても把握していませんか。ADLの記載しかない事例や、把握をしていても個別性を介護計画に活かしていない事例がありました。
- ⑦ 事業所の視点で介護計画を作成していませんか。
- ⑧ 介護計画の目標が、「様態の安定」、「安全な生活」といった抽象的なものになっていませんか。
- ⑨ モニタリングで介護計画の内容の実施状況や目標の達成度、サービスの検証を行っていますか。モニタリングが単なる現状の報告や形式的なものになっていませんか。
⇒「達成」「一部達成」「未達」といった検証を行い、その結果を利用者や家族の意向等と照らし合わせて新たなニーズを導き出すことが必要です

⇒同一の目標が長期間継続するという事は、目標そのものが不適切であると考えられます(モニタリングで目標を「ほぼ達成」しているのにサービスは「継続」となっている事例があります)

2 指摘事項 ～ 通所系サービス ～

① 入浴介助加算について

A 入浴介助に関する記録について、入浴の有無のみではなく、援助の内容や入浴時の利用者の様子等の記録をしていますか。

⇒ 入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであることから、実際の援助内容が分かるように入浴の記録を行ってください。必要に応じて記載できるように様式の修正をしてください。

B 地域密着型通所介護計画に入浴サービス提供の位置づけたうえで、入浴介助加算を算定していますか。

⇒ 地域密着型通所介護計画は、介護報酬算定の根拠となる書類であるので、利用者にとって必要なサービスを遺漏なく位置付けることにより、適正な介護給付に努めてください。

⇒ 身体的な介助をあまり必要とせず、利用者がほとんど自力で入浴できるケースであっても、利用者が入浴するのを見守り、結果として身体に直接接触する介助を行わなくても加算の対象となります。

C 重要事項説明書で入浴介助加算の利用料等の説明をしていますか。

⇒ 重要事項説明書に「入浴料」と記載している例があったが、入浴に対しての加算ではないので不適切です。

D 入浴を中止した場合に、入浴介助加算を算定していませんか。

⇒ 計画に位置づけがあっても、入浴を実施しなかった場合には算定できません。

E 清拭を実施した場合に、入浴介助加算を算定していませんか。

⇒ 加算の対象となるのは全身浴あるいは全身シャワーのみであり、部分浴、部分シャワー、清拭は対象外です。

⇒ 下関市において平成26年8月、清拭で入浴介助加算を請求していた事業所を指定取消にした例があります。

② 屋外サービスについて(平成28年度の集団指導再掲)

A 提供された屋外サービスが効果的な機能訓練になっていますか。

⇒ 屋外でのサービス提供は、「効果的な機能訓練等のサービスが提供できること」となっているので、単なる「花見」や「気分転換」という理由では、屋外サービスを介護保険サービスで提供することはできません。

B 認知症対応型(地域密着型)通所介護計画に屋外サービスを位置付けていますか。

⇒ どのような目的でどのような内容の屋外サービスを提供するのか、あらかじめ、認知症対応型(地域密着型)通所介護計画に位置づけをしてください。ただし、効果的な機能訓練の位置づけがない場合は、屋外サービスを介護保険サービスで提供することはできません。

C 屋外サービスを提供した日時や内容の記録がない。

⇒ 屋外サービスを提供した場合は、サービスの提供記録等に外出した時間や実施した内容等を記録するようにしてください。

③ 理美容、あるいは急病による医療機関の受診を除き、中抜けをした時点でサービスを終了していますか。(時間区分を変更せずに介護報酬請求を行った場合には不正請求となります)

4 指摘事項 ～ 認知症対応型共同生活介護 ～

① 計画作成担当者は他の共同生活住居の職務に従事していませんか。計画作成担当者は「利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる」とされていますが、他のユニットの職務に従事することはできません。

② 認知症介護実践研修(実践者研修)を修了していない計画作成担当者を配置せざるを得ないときは、直近の研修に申し込みをしていますか。

計画作成担当者の退職による後任の補充について、認知症介護実践研修(実践者研修)の修了者がいない場合、国のQ&Aにより実践者研修の未受講者を充てることを可能としているが、これは開催される研修の回数が少ないことから「直近の研修を受講する」ことを前提として介護報酬の減額を行わないという特別な取扱いであるので、前提を守らなかった場合は当然介護報酬の返還となります(当該職員が計画作成担当者として配置された時点まで遡及して返還)。また、研修を修了したら、修了証の写しを提出してください。

5 指摘事項 ～ 小規模多機能型居宅介護 ～

① 通い、訪問、泊りの利用回数について、運営推進会議で説明していますか。特に利用回数が週4回未満の利用者やほぼ毎日の泊り利用者については必ず報告をして評価を受けていますか。(報告すれば良いということではなく、適正な利用について検討、対応が必要です。)